

デリバティブ取引等の管理方法

当社の運用するファンドでは、効率的な運用を迫及する目的やヘッジを目的として、投資信託約款に従いデリバティブ取引等の利用を行うものがあります。当社では、デリバティブ取引により発生しうる損失を一定の範囲内に収めるために、次のような方法でデリバティブ取引等の管理を行います。

1. 基本的な考え方

金融商品取引業等に関する内閣府令および一般社団法人投資信託協会が定めるところに従い、当社が行うデリバティブ取引等を適正に管理・運営します。

2. リスク管理方法

(1) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等の投資指図を行うファンドの場合

【簡便法】にて管理を行います。

各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法

(2) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行うファンドの場合

【標準的方式】にて管理を行います。

金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法

以 上